

○袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第81号

改正

平成29年3月31日告示第51号

平成31年3月25日告示第37号

令和3年3月12日告示第46号

令和4年3月31日告示第92号

袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育所等の施設整備を促進することにより子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、保育所等の施設整備事業を行う事業者に対し、その事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において、袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象施設等)

第2条 補助金の交付の対象となる施設及び事業は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（以下「保育所等」という。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる施設整備事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる保育所等の施設整備に関する事業であって、国又は千葉県の交付金又は補助金の交付の対象となる事業とする。

- (1) 保育所緊急整備事業（安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知別紙）別添1及び千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱（平成21年7月9日児第986号）別表1に定める保育所緊急整備事業をいう。以下同じ。）
- (2) 保育所等施設整備事業（国が各年度ごとに定める保育所等整備交付金交付要綱（以下単に「保育所等整備交付金交付要綱」という。）に規定する保育所等に関する施設整備事業をいう。以下同じ。）
- (3) 保育所機能部分施設整備事業（保育所等整備交付金交付要綱に規定する保育所機能部分に関する施設整備事業をいう。以下同じ。）
- (4) 小規模保育事業所施設整備事業（保育所等整備交付金交付要綱に規定する小規模保育事業所に関する施設整備事業をいう。以下同じ。）
- (5) 認定こども園整備事業（千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱（平成27年7月28日児第1352号）第2条に規定する認定こども園整備事業をいう。以下同じ。）
- (6) 保育所等改修費等支援事業（国が各年度ごとに定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下単に「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」という。）に規定する保育所等改修費等支援事業をいう。以下同じ。）

(補助対象事業者、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象事業者（補助金の交付の対象となる事業者をいう。以下同じ。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表の補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象事業者の欄、補助対象経費の欄及び補助金の額の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事等請負業者の見積書の写し
- (4) 各室面積表、配置図、立面図及び平面図
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、規則第4条の規定により速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の交付の決定には、条件を付するものとする。

2 前項の条件は、第3条各号に規定する国又は千葉県が定める交付金又は補助金の交付に関する要綱等に定めるところによる。

(変更、中止又は廃止の承認等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認としたときは、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了した日から起算して30日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事等請負契約書の写し
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写し
- (4) 各室面積表、配置図、立面図及び平面図
- (5) 整備状況の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、規則第13条の規定に基づき適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助金の額
保育所緊急整備事業	安心こども基金管理運営要領別添1の2(4)に規定する設置主体	安心こども基金管理運営要領別添1の4に規定する対象経費	千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱第3条に規定する補助対象額に4分の3を乗じて得た額
保育所等施設整備事業	保育所等整備交付金交付要綱6に規定する設置主体	保育所等整備交付金交付要綱別表1—1及び1—2に規定する対象経費	保育所等整備交付金交付要綱8(1)に基づき算出した交付額を、国の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
保育所機能部分施設整備事業		保育所等整備交付金交付要綱別表1—3及び1—4に規定する対象経費	保育所等整備交付金交付要綱8(2)に基づき算出した交付額を、国の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
小規模保育事業所施設整備事業		保育所等整備交付金交付要綱別表1—5及び1—6に規定する対象経費	保育所等整備交付金交付要綱8(3)に基づき算出した交付額を、国の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
認定こども園整備事業	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱第2条の表認定こども園整備事業の項補助対象事業の欄中(2)に規定する設置主体	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱別表2の1に規定する対象経費	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき算出した補助額を、県の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
保育所等改修費等支援事業	保育所等改修費等支援事業実施要綱（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添1）4に規定する対象事業者	保育所等改修費等支援事業実施要綱3に規定する経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱4(2)の規定により選定した額に4分の3を乗じて得た額（家庭的保育改修費等を除く事業に限る。）
			保育対策総合支援事業費補助金交付要綱4(2)の規定により選定した額（家庭的保育改修費等に限る。）